

原子力安全対策に関する研究会運営について

1. 設立の趣旨

原子力災害から市民生活を守るためには、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を確保することが最重要の課題である。市民に対する説明責任を負う市としては、この問題に対し正面から向き合い、国や県が出す見解をそしゃくし判断できる実力を備える必要がある。

しかしながら、原子力防災は極めて専門性が高く、自治体が単独かつ短時間で体制を整備していくことは大変困難である。そこで、市民生活の安全安心をめざし、県内の自治体が連携し原子力安全対策に関する任意の研究会（以下「会」という。）を開催する。

2. 構成員

- ・会の設立趣旨に賛同する県内の自治体とする。

3. 会 議

- ・会議の種類は、首長による会議、原子力防災担当者による会議と幹事会とする。

4. 役員及びアドバイザー

- ・会の運営のため幹事三名を置く。うち一人を代表幹事とする。
幹事 新潟市長、長岡市長（代表幹事）、上越市長
- ・会の運営の支援を受けるためアドバイザー若干名を置く。
※ 柏崎市長、刈羽村長に依頼する。

5. 当面の活動

原子力発電所の安全その他市民の安全確保のため、当面次の活動を行う。

- ・原子力安全委員会事務局等、国の機関から情報提供を受ける。
- ・新潟県から情報提供を受ける。
- ・東京電力へのヒアリングを行う。
- ・東京電力との安全性を確認するための協議を行う。
- ・敦賀市長等関係市長を招いての意見交換を行う。
- ・他都市との連携（松山市、松江市等）を行う。

年度内は、概ね上記の活動を行い年度末を目処に検証を行う。